

青森県知事 三村申吾 殿

要 望 書

県境不法投棄事案に関する
要望等について

田 子 町

要望の趣旨

県境産廃不法投棄事案については、田子町の願いに基づき、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本とする青森県の実況回復対策が、国の支援を受けて実施されるに至りました。このような中で、一昨年12月より廃棄物等の本格的な撤去、昨年6月より汚染拡散防止対策としての浸出水処理施設の稼働が始まり、また、昨年10月からは遮水壁の建設も開始され、実況回復対策が徐々に進捗していることに対し深く敬意と感謝を申し上げます。

今後においては、住民の安心・安全の確保の観点から、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去による実況回復対策が着実かつ平成24年度までの実施計画期間中に終了できるよう、特段のご高配をお願い申し上げます。

また、これらを巡る住民の不安解消と安心して生活できる実況回復及び環境再生のために、現時点における田子町としての要望等を別添のようにとりまとめましたので、青森県のご見解について伺いたく、ご回答して頂くようお願い申し上げます。

平成18年 5月10日

田子町長 松橋良則

田子町議会議長 澤口勝

具体的な要望事項

1 廃棄物及び汚染土壌の全量撤去の完全実施について

住民が安心できる安全な生活環境の確保と青森・岩手両県の適正な事業の推進に資するために田子町が設置した住民の代表等で構成する田子町県境不法投棄原状回復調査協議会及び田子町議会県境不法投棄事案に係る調査特別委員会において、下記に示すような事由により、青森県の特定支障除去等事業実施計画期間中に果たして廃棄物及び汚染土壌の全量撤去が実施できるのか、全量撤去の実現は不可能ではないかとの疑問と不安が呈されています。青森県におかれましては、これらの不安等を払拭するために、下記事由の①から③にお答え頂くとともに、予定通り平成24年度までに廃棄物等及び汚染土壌を完全撤去する方針にはいささかの揺るぎもないこと及びその実施の見通しをお示しください。

また、平成15年10月14日付け青県境第147号、田子町長宛青森県知事名による文書回答において、「万が一、不測の事態等によって10年間で事業が完了しなかった場合は、対策が完了するまで県が事業を継続します。」とお答えになっていることについて、仮定の事とはいえ、現時点においてもこの方針には変更がないと理解しておりますが、あらためてご見解をお伺い致します。

不安視及び疑問の事由

① 一次撤去の進捗の遅れ

3年間の一次撤去計画期間の2カ年が経過した中で、その進捗率は50%に至らず、今年度で計画残の約5万m³がすべて撤去完了できるのか。できなければ、その進捗の遅れは次年度以降の二次撤去に持ち越されることになるのではないかと。

② 岩手県の実績を勘案した場合、撤去対象量が大幅に増えること

2月に開催された岩手県の原状回復対策協議会において、廃

棄物等の比重の想定が1 m³当たり0.7トンであったのが、これまでの撤去実績では比重が約1.1トン/m³程度となっており、撤去対象廃棄物量の増加が確実なことから、今年度半ばまでには実施計画の見直しをすることとしている、との岩手県の発表があった。

不法投棄された廃棄物等に両県で大きな違いがないことから、青森県においても同様に撤去対象廃棄物等が10%以上は増え、併せて汚染土壌の量もあることから、計画の見直しが必要ではないのか。青森県においては廃棄物等の運搬に当たり、容積管理を行っていると同っており、これまでの二カ年間にわたる撤去実績における比重が判明しているはずで、その実績数値を示して頂きたい。併せて、水分調整を行うための石灰を混入しているが、そのことによっても処理すべき廃棄物量が増えるのではないか。これについてもこれまでの石灰の混入量を示して頂きたい。

③ 平成19年度以降に廃棄物等を何処で処理するかの見通しが全くないこと

撤去量が一次撤去期間の2倍以上になる平成19年度以降においてその廃棄物等を中間処理すべき施設についての具体的な見通しについては、これまでも当町から青森県に再三再四お尋ねしているが、未だ全く示されていない。本格的な二次撤去開始まであとわずか一年しか残されていないことでもあり、早急にその見通しを示して頂きたい。

2 青森県の実施状況の地元住民説明会の開催について

汚染拡散防止対策、廃棄物等の撤去状況、環境モニタリングの調査結果等は、青森県のインターネットホームページなどでも紹介され、また

その概要の一部については「現地事務所だより」として、田子町内各戸に配布されており御礼を申し上げます。

しかしながら、インターネットホームページを閲覧する住民には限りがあること、紙面1ページによる「現地事務所だより」では内容に限界があることなどから、田子町のケーブルテレビの活用も含め情報伝達手段をご再考頂きたいようお願い申し上げます。

また、青森県は広く住民への説明責任を十分に果たしているとは言い難いという田子町県境不法投棄原状回復調査協議会での指摘もあり、年度毎の実施状況などについて、1年に1度程度は住民説明会を開催し住民に直接説明して頂くようお願い申し上げます。

3 不法投棄現場の原状回復後の環境再生について

青森県の原状回復対策は、廃棄物と汚染土壌の全量撤去しか実施計画に盛り込まれておらず、この実施計画の実施のみで終了すれば、現場は廃棄物等を全量撤去した跡地として、平均6 m以上掘り下げた窪地となります。これを修復材などで埋め戻しし、草地と一部谷筋に樹木があった元の自然状態に戻すことが斜面の崩壊を防止する観点からも必要であると考えられます。

田子町県境不法投棄原状回復調査協議会においても、原状回復後の現場について、元の自然環境あるいは森林の造成を目指す等の、いわゆる環境再生についての構想を議論しているところでありますが、現場は県有地となっていることから、跡地利用は青森県の裁量事項となると考えております。

したがって、平成25年度以降における原状回復後の環境再生のあり方については、今後都度町の構想を県に提案・要望して参りますので、その実現について特段のご高配を賜るようお願い申し上げます。